

提案する諸条例等の制定要旨

議案第44号 南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会条例制定について

この条例制定は、公益財団法人淡路人形協会からの要請を契機として、淡路人形浄瑠璃の魅力を最大限に活かし、伝統芸能の保存伝承及び観光振興等への活用を可能とする組織体制等について検討するため、市長の附属機関として設置する「南あわじ市淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会」について、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年7月1日と定めています。

議案第45号 南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和4年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、市民税について、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と個人住民税で一致させること、公的年金等控除額の算定において現年分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いること、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記すること、住宅ローン控除の延長等の見直しが行われること、固定資産税について、民法改正に伴い登記所から市町村への通知事項においてDV被害者等の住所に代わる事項の記載が追加されることに伴う措置です。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日外と定めています。

議案第46号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和4年度の税制改正により、地方拠点強化税制、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)及び地域再生計画である「ひょうご本社機能立地支援計画」の期間の延長、計画から供用開始までの期限の延長等が行われたことに伴い改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第47号 南あわじ市老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市老人憩いの家ふくら荘の老朽化に伴い、施

設利用に適しないふくら荘を撤去し廃止するため、所要の改正を行うものです。
なお、附則でこの条例の施行日を令和4年8月1日と定めています。